

(整理番号 621)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第2回大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和6年8月29日（木）午後4時58分から午後7時12分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公益を代表する委員	2名
労働者を代表する委員	2名
使用者を代表する委員	3名

4 議 事

大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。

- 労働者代表委員からは、非鉄の労組加盟単組の高卒初任給の平均水準は時間額に換算すると1,250円程度になる。特賃を設定する意義について、使側委員は再認識するべきである。物価上昇に賃上げが追い付いていない等の理由から改正決定の必要性有りとする主張があった。
- 使用者代表委員からは、小規模零細企業は支払能力があるとは一概に言えない状況がある。カーボンニュートラルへの対応、電力消費など課題は多い。魅力ある企業に向けて取り組むべき課題に対する原資の配分は賃金だけではない。等の理由から改正決定の必要性無しとする主張があった。

全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き改正決定の必要性に係る審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。